

平成24年(う)第1860号

決 定

被告人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，主任弁護士長谷川直彦，弁護人大口昭彦，同萩尾健太，同河村健夫から平成25年9月25日，同年10月4日，同月9日，同月28日にそれぞれ証拠調べの請求があり，主任弁護士長谷川直彦及び弁護士萩尾健太から，弁論の準備のためにもこれらの採否の判断を事前にしてほしい旨の要望があったことに鑑み，当裁判所は，検察官の意見を聴き，次のとおり決定する。

- 1 被告人請求証拠番号16（首藤重幸作成名義の意見書）を証拠として調べる。
- 2 被告人請求証拠番号17（証人首藤重幸），同18（主任弁護士長谷川直彦及び弁護士萩尾健太共同作成名義の報告書），同19（証人杉田憲治），同20（被告人），同21（証人露木静夫）及び同22（露木静夫作成名義の意見書）の各取調請求は却下する。

平成25年10月30日

東京高等裁判所第12刑事部

裁判長裁判官 井 上 弘 通

裁判官 山 田 敏 彦



取調べ請求を却下した作業はすべて真実を見極める真に必要作業です。  
 裁判所は  
 検造事件であるから真実を隠蔽するのではありません。  
 最高裁をふじめ日本はすべてでたため裁判所です。  
 (大高)

裁判官 中 川 卓 久

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 長 田 浩 和

